

◎省令改正（障害福祉サービス事業所，障害者支援施設，障害児通所支援事業所，各相談支援事業所関係分）

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）

◎改正の概要

○障害福祉サービス事業所，障害者支援施設，障害児通所支援事業所 関係

●共通事項

- ・ 利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに，従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならない。（経過措置あり。令和4年4月1日～義務化）
- ・ 感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から，委員会の開催，指針の整備，研修の実施等に加え，訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。（経過措置あり。令和6年4月1日～義務化）
- ・ 感染症や災害が発生した場合であっても，必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から，業務継続に向けた計画等の策定，研修の実施，訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。（経過措置あり。令和6年4月1日～義務化）
- ・ 災害への対応においては，地域との連携が不可欠であることを踏まえ，非常災害対策（計画策定，関係機関との連携体制の確保，避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に，訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- ・ 適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ，適切なハラスメント対策を求める。
- ・ 利用者の利便性向上等の観点から，運営規程等の重要事項について，事業所での掲示だけでなく，事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

●居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援関係

- ・ サービスの提供に当たっては，緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならないものとし，やむを得ず身体拘束等を行う場合は，その態様等を記録しなければならない。（経過措置あり。令和4年4月1日～義務化）

- 療養介護，生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，基準該当就労継続支援B型，就労定着支援，自立生活援助，共同生活援助，特定基準該当障害福祉サービス，障害者支援施設，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援 関係
 - ・ 療養介護計画等の作成に係る会議について，感染防止や多職種連携の促進の観点から，テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

- 生活介護，自立訓練，就労継続支援B型，障害者支援施設 関係
 - ・ 通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合，就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

- 就労移行支援，障害者支援施設 関係
 - ・ 就労支援員の常勤要件を廃止
 - ・ 通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合，就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないものとする。

- 就労継続支援A型関係
 - ・ 厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い，その結果を公表しなければならないものとする。
 - ・ 通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合，就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

- 就労定着支援関係
 - ・ 利用者に対する相談等の支援について，テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法により行うことも可能とする。

- 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，共生型居宅介護，共生型重度訪問介護，療養介護，生活介護，共生型生活介護，短期入所，共生型短期入所，重度障害者等包括支援，自立訓練，共生型自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，基準該当就労継続

支援B型，共同生活援助，特定基準該当障害福祉サービス，障害者支援施設，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援 関係

- ・ 身体拘束等の適正化のため，その対策を検討する委員会の開催や，指針の整備，研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。
(経過措置あり。令和4年4月1日～義務化)

●共同生活援助

- ・ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について，現在，令和3年3月31日までとされているところ，令和6年3月31日までに延長。

●指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）における児童発達支援，基準該当児童発達支援，放課後等デイサービス，基準該当放課後等デイサービス関係

- ・ 従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除する。
- ・ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には，看護職員を置かなければならないものとする。ただし，
 1. 医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，医療的ケアを行わせる場合
 2. 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合，又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には，看護職員を置かないことができるものとする。
- ・ 看護職員を配置した場合には，機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとする。ただし，機能訓練担当職員も含め，「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。(経過措置あり。令和5年3月31日まで)

●児童発達支援センターにおける児童発達支援関係

- ・ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には，看護職員を置かなければならないものとする。ただし，
 1. 医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，医療的ケアを行わせる場合

2. 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合

には、看護職員を置かないことができるものとする。

- ・ 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとする。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。(経過措置あり。令和5年3月31日まで)

○各相談支援事業所 関係

●共通事項

- ・ 利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。(経過措置あり。令和4年4月1日～義務化)
- ・ 感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。(経過措置あり。令和6年4月1日～義務化)
- ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。(経過措置あり。令和6年4月1日～義務化)
- ・ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- ・ 適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求める。
- ・ 利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

●地域相談支援関係

- ・ 計画作成会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

●計画相談支援，障害児相談支援 関係

- ・ 指定特定相談支援事業者は、福祉サービス等を提供する者との連携等に努めなければならないものとする。
- ・ 指定特定相談支援事業者が従たる事業所を設置できるものとする。
- ・ サービス担当者会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。